区のお知らせ

足立区

足立区千住一丁目50
☎（882）1111
編集・発行／足立区役所

人口調べ
（昭和46年3月1日現在）

世帯	179,922
男	294,855
女	283,404
計	578,259

（前月より430人減）

法律相談

日常生活上のもめごとや法律上の手続きなどについて、弁護士が相談に応じます。毎月第一・三・四木曜日…区役所区民相談室。第三水曜日…第二庁舎（旧梅島支所）時間はいずれも午後1時～4時

総額207億2,319万円

昭和46年度の足立区予算が、去る3月16日の区議会本会議で議決されました。予算総額（1号補正を含む）は表記のとおりです。そのおもな内容についてご説明します。

昭和46年度 足立区予算決まる

生活環境の整備などに重点

四十六年度予算の内訳は、**一般会計**：百六十九億九千百二十九万九千円 **国民健康保険特別会計**…三十四億三千百四十九万千円 **用地特別会計**：三億四十万円、となっています。これを四十五年度の当初予算に比較してみますと、一般会計では約二十五億四千五百万円の増、一七・六パーセントの伸びを示し、特別会計を含めた総額では、約三十三億六千三百万円の増、一九・四パーセントの伸び率になっています。

区では、四十一年度以来「明るく住みよい足立区」の建設と、「区民生活の安定」をめざし、**生活環境の整備・青少年の健全育成・社会福祉の充実**、という「区政三本の柱を中心に、急増する区のしごとに対処しています。

■生活環境の整備

⊙十三億六千二百五万千円

□道路の補装整備とガードレールの設置など、交通安全対策施設（六億二千四百万円） □街路灯の設置（三千七百万円） □公園の造成整備（一億三千四百万円） □緑化植樹と公害対策（二千五百万円） □河川改修、排水場の整備（三億二千二百万円） □側溝の清掃（三千七百万円）など。

■青少年の健全育成

⊙一億六千三百十一万七千円

□児童遊園の造成整備（一千二百万円） □教育備品の充実（二千八百万円） □図書館の新設と図書の充実（二千六百万円） □児童・生徒等の保健対策（四千二百万円）、など。

■社会福祉の充実

⊙四億七千四百十九万五千円

□児童手当の支給（三億九千七百万円） □保育園設備の充実（一千万円） □老人におこづかい支給（百五十万円）など。

■学校施設の充実

⊙二十六億二千七百八十五万三千円

□区立小・中学校の新増改築（小学校新設五校・増改築二十二校、中学校増改築八校） □体育館（四館）・プール（二基）の建設など。

■その他

⊙一億三千四百万八千円

□参議院議員選挙、都知事・区議会議員選挙（三千五百万円） □道路等台帳の作成（三千百万円） □中小企業向け融資助成（七百万円）など。

一般会計の歳入・歳出予算は、下表のとおりです。

なお、四十六年度予算のくわしい説明は、「予算特集号」でお知らせします。

昭和46年度足立区一般会計予算（第1号補正予算を含む）

歳入 科目	予算額（千円）	歳出 科目	予算額（千円）
特別区税	4,672,009	議会費	181,300
特別区交付金	7,099,974	総務費	1,401,160
分担金及び負担金	71,906	民生費	6,097,136
使用料及び手数料	82,703	産業経済費	64,781
国庫支出金	3,203,449	土木費	2,471,134
都支出金	718,350	教育費	6,046,960
財産収入	37,184	公債費	675,040
諸収入	755,077	諸支出金	3,788
自動車取得税交付金	330,000	予備費	50,000
交通安全対策交付金	20,000		
特別交付金			
その他	647		
合計	16,991,299	合計	16,991,299

交通安全運動

四十六年春の全国交通安全運動が、四月中、前期、後期の三回に分けて実施されます。車による悲劇は相変わらずあとを絶ちません。区でも、交通事故防止対策に毎年力を入れていますが、どうしたら事故をなくせるか、この機会にみなさんもお考えください。

●都内の交通事故

まず、四十五年中に起きた都内での交通事故の実態について説明します。（資料は、いずれも警視庁交通部発表のもの）

都内での人身事故は、六万五千百七十八件発生し、四十四年をそれに比較しますと一万四千六百十一件の減少となりました。

このうち、死傷者数は八万八千四百六人（死者八百二十四人）でした。これを一日平均でみますと毎日、約百八十件の事故が発生し、死者約二・三人、重軽傷者約二百四十人の交通事故犠牲者があったことになります。

年寄りがふえこどもは減る

交通事故による死者を年齢別にみますと、六十歳以上の高齢者が二百四人で、全死者中の二四・八パーセントを占め、最も多く、四十四年より四十人、約二四パーセントもふえています。

これとは逆に、中学生以下の死者は一二一人で、一四・七パーセント、四十四年比では二十七人、約一八パーセント減りました。特に、幼児の死者は七十四人で過去二十年間のうち最低の数字となりました。

交差点横断中と正面衝突が急増

死に至る事故の特徴をみますと、①交差点の横断中 ②追越時などの正面衝突などが、特にめだっています。

一方、減ったものは、①路上での作業中や遊戯中の事故 ②歩行中の事故、など。

四〇パーセントが「裏通り」の事故

東京でも、まだ車と人の通行量に対して、道路の不足が解消していません。このため、あふれた車が住宅地や地域の商店街などのいわゆる「生活道路」へ進入してきています。

その結果、交通事故の約四〇パーセントがせまい裏通りで起きている現状です。足立区でも、幹線道路が少ないため、裏通りでの事故がめだっています。

運転者は「わき見」歩行者は「不注意」

運転者側の事故原因は、「わき見運転」がトップで、「車間距離不保持」、「一時停止不履行」などが、おもなものです。

一方、歩行者側に原因があり死亡したケースは、「歩行中の不注意」、など過失によるものが多い。

■交通安全対策

春の交通安全運動は、次のとおり行なわれます。

前期 四月五日～十日

後期 四月二十六日～五月一日

この期間中、都と区、警視庁を

■交通事故相談

東京交通安全協会（財団法人）の交通相談所は、被害者・加害者を問わず相談にのり相談内容の秘密は、絶対他に漏らしません。相談は無料

足立交通相談所
所在地 足立区役所内
電話 八八一―七四七四

後期の重点目標は、行楽シーズンにあたりますので、特に飲酒運転・スピード違反・その他車の無謀な運転の追放に力を入れます。

足立区では、このほかに「裏通りにおける事故防止」を重点目標に加わえ、その運動を強力に展開します。ご家庭や職場でも、交通安全にご協力ください。

前期の重点目標は、歩行者の事故防止、特にこどもとおとしよりの安全に力をいれ、新入学児童・園児の保護の徹底を図ります。

⊙車を運転する方へ

○歩行者が横断歩道を歩いているときは、横断歩道の手前で必ず一時停止し、その安全を図る

○歩車道の区別のない道路では、歩行者、特にこどもと老人には十分注意し、安全運転をする

○横断歩道の手前で他の車が停止しているとき、後続車は必ず横断歩道の手前で停止する

○交差点内やその付近では、追い抜き、追い越しをしない

○違法、不当な駐・停車をしない

⊙二輪車に乗るとき

○必ずヘルメットをかぶる

○ジグザグ運転や割込運転は絶対にしない

○裏通りや混雑している通りでは歩行者に、特に注意する

○つねに車の点検整備をする

○自転車に乗るとき

○自分の体に合った自転車に乗る

○つねに道路の左はしを一列で

○二人乗り、手ばなし運転など、危険な乗り方はしない

○一時停止や右・左折の合図を励行する

◆道路を歩くとき

□道路を横断するときは、遠まわりでも信号機、横断歩道、歩道橋などを利用する

□横断するときは、運転者に手をあげて合図し、安全を確かめてから

□ななめ横断や横断禁止場所での横断は、絶対しない

□車の直前、直後、または見通しの悪いところで横断しない

□警報機がなっているとき、しゃ断機が降りているときなどに、踏切には絶対に立ち入らない

◆お母さん方へ

□こどもに道路への飛び出しを絶対にさせない

□道路であそばせない

□幼児や歩行に不自由なおとしよりは、一人で出歩かせない

□幼児をつれて歩くときは、正しい歩き方、安全確認のしかたなど、交通安全知識、しつけを実地に行なう

□こどもは、おとなの行動を善悪の区別なくまねしがちです。おとなが正しい見本を示しましょう。

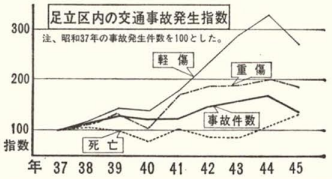

東京都二十三区が共同で実施している「特別区交通災害共済」も、昭和四十三年十月一日発足以来、二年六か月になりました。この運営状況を、ことし二月末日現在までの延べ数でいってみますと、二十三区全体では、**加入数**―二百三十七万八千三百二十四人（加入率―約二七パーセント）、**見舞金支払い件数**―二万三千六百十五件（うち死亡―百八十一件）**支払い総額**―四億六千六百九十二万九千円。

足立区では、**加入数**―十八万六百五人（加入率―約三一パーセント）**見舞金支払い件数**―千百件（うち死亡―十六件）**支払い総額**―四千六百六十二万二千円、となっています。

以上のような状況をいろいろと検討しました結果、次のような内容に改定し、四十六年四月一日から実施しました。なお、改定前に加入された方の取り扱いは、従来通りです。

今回改定された内容は、傷害の程度を九段階に分け、死亡の場合は、旧制度よりも十万円多い六十万円が支給されます。

【加入金】

▽一人年額…三百円

【見舞金】

▽一等級《死亡》…六十万円

▽二等級《不具廃疾、例―両眼失明、半身不随となった場合など》…三十万円

▽三等級《百八十日以上の継続入院治療を要した傷害》…十五万円

▽四等級《九十日以上の継続入院治療を要した傷害》…七万円

▽五等級《百八十日以上の治療を要する傷害―三等級に該当するものを除く》…四万円

▽六等級《九十日以上の治療を要する傷害―四等級に該当するものを除く》…三万円

▽七等級《三十日以上の治療を要する傷害》…二万円

▽八等級《七日以上の治療を要する傷害》…五千円

▽九等級《七日未満の治療を要する傷害》…二千円

※**改正前の見舞金**

死亡…五十万円 傷害…十万～二千円

■加入の申込みは…

区役所、出張所に備えつけの自動発行機で簡単にできます。町会や自治会などで、とりまとめて加入しましょう。

なお、くわしくは、区民課区民係へおたずねください。

愛の献血を……

献血手帳所持者には優先供血

献血された方には、献血手帳が渡され、血液が必要なときには、この手帳により優先的に供血されます。四月は、次の日程で巡回しますので、ぜひご協力ください。時間は、いずれも午前十時～午後三時

▽四月十二日（月）千寿第三小学校 ▽十三日（火）本木小学校 ▽十五日（木）第十七出張所分室 ▽二十日（火）江北小学校 ▽二十二日（木）西新井小学校▽三十日（金）北千住駅西口

（日本赤十字社・足立区役所）

「福祉地区」を変更

西部福祉事務所　4月1日から事務開始

西部福祉事務所が、この四月一日から発足しましたが、これに伴い「福祉地区」が次のように一部変更されました。

西部福祉事務所の管轄区域

西部福祉事務所の所管する区域は、これまで足立福祉事務所の所管していた区域がおもで、第十三出張所・第十四出張所・第二十出張所の全区域と、第九出張所の一部区域で、町名は、次のとおりです。

西部福祉地区　西新井町、西新井一～六丁目、西新井本町一～五丁目、高野町、上沼田町、下沼田町、北宮城町、加賀皿沼町、北鹿浜町、鹿浜一～五丁目、北堀之内町、堀之内一～二丁目、谷在家町、椿一～二丁目、江北一～四丁目、舎人町、舎人一～五丁目、入谷町、古千谷町、古千谷一～五丁目、新田一～三丁目。

西部福祉事務所（鹿浜二丁目二四－二）☎八九七－五〇一

なお、このほかに、保塚町、東栗原町、東島根町は、**東部福祉事務所**の所管区域になりました。

福祉事務所の相談受付内容

①保育園の申込み、②老人ホームへの入所相談、③生活保護相談、④身体障害者・精神薄弱者相談などです。

生活のことで困ったときは、民生委員か福祉事務所へご相談を。

西部福祉事務所（鹿浜二丁目24－2）☎897－5011
（西部区民福祉センター内）

住所変更通知はお早く

5月1日から谷在家、谷中地区に住居表示

第二十一次住居表示区域図

谷在家・江北・西新井地区

谷中・綾瀬地区

今回、第二十一次の住居表示を次の二地区に、五月一日から実施します。

【谷在家・上沼田地区】

▽谷在家一丁目（〇・〇九平方㌔）▽谷在家二丁目（〇・一二平方㌔）▽江北六丁目（〇・一三平方㌔）▽江北七丁目（〇・一八平方㌔）▽西新井七丁目（〇・一五平方㌔）

【谷中地区】

▽谷中一丁目（〇・一八平方㌔）▽谷中二丁目（〇・六平方㌔）▽加平一丁目（編入分）（〇・〇〇四平方㌔）▽綾瀬六丁目（編入分）（〇・〇一平方㌔）▽綾瀬七丁目（編入分）（〇・〇二平方㌔）（合計…一・一六平方㌔）

たします。このため、区では三十九年度から「新住居表示」を進めています。

公害防止に百万円融資

特別の場合は二百万円まで

区では、公害防止対策の一つとして、中小企業向けの公害防止施設整備に必要な資金を、融資することにしました。融資金の利子は区が補助しますので、どうぞご利用ください。

■公害防止施設整備資金

申込み資格　①区内に住所（法人の場合は主たる事務所）があり、一年以上同一事業を営んでいる企業で、常用従業員数が二十名（商業・サービス業の場合は五名）以内の小規模企業で

②現に公害の発生源となっている工場・作業場があり

③前年度の特別区民税（法人の場合は法人都民税が代表者の特別区民税）を完納し、事業税が課税されていること。

④すでにこの種の融資を受けていない場合は、その全額を返済していること。

融資条件　①使途―公害防止施設の設置または改善の経費

②融資額―一企業百万円以内（特に必要と認められる場合は二百万円まで）

③期間―三年以内（すえ置き期間六か月を含む）

④利率―年八・三パーセント以内

⑤返済方法―すえ置き期間が経過したあとは割賦返済

⑥担保―原則として東京信用保証協会の保証が必要。ただし、区内に居住する連帯保証人（法人の場合は、代表者を含む二名）、または、担保物件によることもできる。

⑦保証料の負担―東京信用保証協会の保証の場合、区の融資額に対する保証料の最初の一年分は区が負担

⑧区の融資額に対する利子は、全額区が補給

申込受付―常時受付け（土曜の午後・日曜・祝祭日を除く）

申込先―区役所経済課商工係

「運転資金」も増額

区では、中小企業向け事業経営資金の融資も行なっていますが、利用者のみなさんが、さらに有利となるよう融資額や利率を、次のように一部改めました。

（カッコ内は旧制度）

◇運転資金　一企業百万円（五十万円）、利率七・八パーセント

◇設備資金　一企業二百万円、利率八・三パーセント以内（八・五パーセント）

申込みは、区役所経済課商工係へ。

ことし中に九か所

区立保育園の建設進む

区では、人口の増加に伴う対策の一つとして、保育園の建設に力をいれていますが、四十六年中に次の九つの保育園を建設します。

（カッコ内は開園予定時期）

□梅田保育園―梅田四丁目一（九月上旬）

□栗原保育園―栗原町一四六〇―八（六月中）

□宮城保育園―宮城一丁目五（七月中）

□辰沼保育園―辰沼町三五五（七月中）

□六ッ木保育園―六木町一〇九（七月中）

□元町保育園―千住元町六九（八月中）

□弘道保育園―弘道一丁目七（九月中）

□東（あずま）保育園―千住東二丁目五二（十月中）

□花畑東部保育園―花畑町三四三〇（未定）

入園希望の方は…

新設の保育園に幼児を入園させたいかたは、所管の福祉事務所へお申し込みください。各園とも開園に締切りました。

入園の資格　保育園は、児童福祉法に基づいて設けられる福祉施設で、幼稚園と異なり次のような制限があります。①親が病気であったり、②働きに出ていて、昼間家庭で幼児の面倒をみることができない場合。

くわしくは、所管の福祉事務所へ。

住居表示変更手続を

住居表示が実施された地区内の方は、次のような場合、ご自分で「住居表示変更届」を出す必要がありますので、お忘れなく手続きを済ませてください。

なお、区役所の住民基本台帳などは、役所の職権で書き直されます。

住居表示についてのお問い合わせは、区役所住居表示課へ。

実施率は約78％に

今回の住居表示実施によって、区内の住居表示実施率は、実施予定区域（市街地）三一・五四平方㌔に対しては、八六・七四パーセント（二七・三六平方㌔）となり、区全面積（五三・二五平方㌔）に対する割合は、五一・三パーセントになりました。

カやハエの駆除　今がチャンス！

こん虫駆除班出動

四月の暖かい季節ともなりますと、庭先や街路の樹木や草花も、いっせいに芽をふきだします。この時期はまた、カやハエなどこん虫のはい出す季節でもあります。

区では、この有害なこん虫に先制攻撃を加えて、その発生を予防するために、「こん虫駆除作業班」をくり出します。駆除班は、おもに公共下水や池・水たまりなどを中心に巡回します。みなさんの近所で、個人では手におえないような場所がありましたら、区までご連絡ください。

こん虫駆除班は、四月一日から九月三十日まで活動します。

家のまわりは町会・自治会や各ご家庭で

区の面積は、約五三平方㌔もあり、とても広いため、作業班だけでは理想的な回数を巡回することができませんので、自宅のまわりは、ご自分か、町会などが共同で殺虫剤を散いてください。

町会・自治会には、五月中旬ごろ殺虫剤（乳剤）をお配りする予定です。その際は、ぜひご協力ください。

なお、こん虫駆除についてのご相談は、区役所区民部保健衛生係へどうぞ。

常東・中川図書館

4月1日開館

四月一日から「常東」「中川」の二つの図書館が開設されました。

この二つは、これまで出張所付属の「読書室」として利用していただいてきましたが、これをさらに発展充実させ、地域の文化活動の中心施設として、みなさんの利用に供しようとするものです。

おもな設備内容は、次のとおりです。

■常東図書館

所在地―千住旭町九―一六、常東出張所内　☎八八一―八五八五

座席数―六十席　蔵書数―約二千冊

※新聞・雑誌コーナーあり

■中川図書館

所在地―中川四丁目四三―四、第十八出張所内　☎六〇六―〇一二七

座席数―七十八席　蔵書数―約千七百冊

※新聞・雑誌コーナーあり

開館時間―いずれも、午前九時～午後五時

休館日―いずれも、毎週月曜日・毎月十四日・国民祝祭日・年末年始（十二月二十九日～一月三日）。

お子さんの学習室としても、どしどし利用してください。

■告知板

狂犬病予防注射と飼い犬の登録

区と足立・千住保健所では、四十六年度第一回の狂犬病予防注射と飼い犬の登録受付けを、次のとおり行ないます。お近くの場所でお受けください。

受付時間が、午前十時～午後〇時三〇分までの日程と場所

▽四月七日（水）第四出張所・第十三出張所　▽八日（木）千住神社・第十二出張所　▽十四日（水）第十四出張所・第十五出張所　▽十五日（木）興野町公民館・第十六出張所　▽十九日（月）第六出張所・第十七出張所　▽二十日（火）千住公園（千住大川町）・柳原神社　▽二十一日（水）東綾瀬出張所・第二十出張所　▽二十二日（木）足立区役所前・北野神社（鹿浜四丁目）　▽二十三日（金）氷川神社（西保木間一丁目）・つり堀伊興園（西伊興町二四）　▽二十六日（月）柳田赤不動・南新井警察署前環七陸橋下　▽二十七日（火）東栗原出張所　▽二十八日（水）氷川神社（本木西町）・鷲神社（島根四丁目）

受付時間が、午前十時～午後三時までの日程と場所

▽四月九日（金）第十八出張所　▽十三日（火）足立区役所第二庁舎（旧梅島支所）・第十九出張所　▽十六日（金）第七出張所・第九出張所　▽二十七日（火）足立保健所

■青少年対策区民モニター募集

区教育委員会では、青少年の健全育成の資料を得るため「青少年対策区民モニター」を募集中。

▼応募方法―原稿用紙八百字程度に区の青少年対策について感想文を書き、裏面に氏名・性別・年月日・職業・住所・電話番号を記入のうえお送りください。

▼応募資格―二十歳以上の区民

▼あて先―足立区教育委員会事務局社会教育課青少年係（足立区千住一丁目五〇　〒一二〇）

▼応募締切り―四月十七日（土）

▼募集人員―二十一名

▼謝礼―年間六千円（税込み）

※モニターの氏名は公表しません

バス開通

三月二十一日から次のとおり東武バスの新線が開通しました。

区間＝綾瀬駅前―八潮車庫

経路＝綾瀬駅前―五兵衛町―綾瀬六丁目―五兵衛町都営住宅前―加平橋―加平二丁目―北加平―神明南町―神明町―八潮方面

児童手当

三月分は指定の金融機関に振込みましたのでお受取りください。

■趣味の教室

東部区民福祉センター（東綾瀬一丁目五―一七）では、楽しみながら基礎的な知識や技術を身につけられる次のような趣味の教室を開きます。お気軽にご参加ください。お申し込みは、直接センター事業係へ。（月曜は休館日）

☎六〇五―七一〇一

音楽教室《コーラス》　日時―四月七日（水）午後三時

講師―池田輝樹氏

絵画教室《風景画―ニコライ窯》　日時―四月十日（土）午後一時三〇分　講師―木村林吉氏

文学教室《新古今集―金槐集》　日時―四月十四日（水）午後一時三〇分　講師―阿川昔氏

手芸教室《フラワーバスケット》　日時―四月十五日（木）午後一時　講師―滝沢三喜子氏　材料費―五百円

料理教室《食品のじょうずな選び方》　日時―四月十六日（金）午後一時三〇分　講師―田鮑氏

生花教室《古流》　日時―四月二十三日（金）午後一時三〇分　講師―岩佐マチ氏　材料費―二百円

オルガン教室　日時―四月二十五日（日）午前十時　講師―池田輝樹氏

■4月30日が納期です……○固定資産税（一期）　○都市計画税（一期）　○軽自動車税